

長野県森林土木調査等業務仕様書 主な改正内容

令和3年10月
森林政策課

主に林野庁森林整備保全事業調査、測量、設計業務標準仕様書及び建設部設計業務等共通仕様書の改正に基づき、長野県林業土木調査等業務仕様書（林務部）を改正し適切な業務の執行を図る。

1 改正対象

長野県林業土木調査等業務仕様書〔令和2年11月1日適用〕

2 改正の主な内容

(1) 仕様書の名前を「林業土木」から「森林土木」へ名称改正

(2) 第1編地質・土質調査業務、第2編測量業務、第3編設計業務共通

ア 第2節 用語の定義

「書面」とは、「記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする」に改正、「連絡」「電子納品」「情報共有システム」を追加

イ 第1編第21節、第2編第22節、第3編第20節 修補

「検査員は検査の結果、当該業務を適切と認められないときは、合否判定を保留し、修補処理規程に基づき、検討会議に諮るものとし、その結果を発注機関の長に通知する」を追加

(3) 第1編 地質・土質調査業務

ア 第18節 成果物の提出

機械ボーリングで得られたボーリング柱状図等について、発注者が指定する地盤情報データベースへの登録を追加

イ 第7節 孔内水平載荷試験（プレッシャーメータ試験）

孔内載荷試験に改正（試験方法及び器具の改正）

(4) 第3編 設計業務

第3章治山設計業務、第1節第2治山ダム工実施設計（4）ア 本体工設計（カ）魚道工（カ）魚道工を削除

3 適用年月日

令和3年11月1日以降に起工起案する委託から適用